

## 社会福祉施設等施設整備費補助金等審査部会 審査基準

| 審査項目         | 審査内容   |
|--------------|--|
| 障がい福祉計画等との関係 | 自治体としての施策や障がい福祉計画等の目標達成に欠かせない整備が定員に応じた利用者の見込みがとれているか   |
| 法人の適格性       | 現在、府等からの文書での指導事項がない、または改善済み（改善中）であるか、理事会の役員構成が適正であるか、など。   |
| 緊急性          | 利用者支援に著しく支障をきたすほどの緊急性があるか、建設時から年数が経過し老朽化が著しい、もしくは危険区域からの移転に関する整備計画であるか、など。   |
| 事業概要と事業計画    | 施設整備の必要性<br>利用者の安全面、交通の利便性など具体的な利用者支援の方法が十分考慮された計画であるか<br>地域住民に対して十分説明するとともに日常的に交流が図れるよう工夫しているか<br>国庫協議通知の優先整備方針等に該当する事業であるか |
| 資金計画         | 資金計画から見て十分支払い能力があるか<br>財務状況から見て安定した運営が見込めるか  |

※この基準は現時点のものであり、厚生労働省より示される「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助に係る協議について」等により変更となる可能性があります。